



茨城県報

第 2311 号

平成23年8月22日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定居宅サービス事業者の指定（長寿福祉課）…………… 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定（長寿福祉課）…………… 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）…………… 4
- 指定居宅サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）…………… 5
- 指定居宅介護支援事業者の変更の届出（長寿福祉課）…………… 5
- 指定介護予防サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）…………… 6
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（障害福祉課）…………… 7
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 8
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（24件）（都市計画課）…………… 9
- 都市計画区域区分の変更（4件）（都市計画課）…………… 17
- 都市計画事業の認可（公園街路課）…………… 19

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 19
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 20
- 漁船損害等補償法施行令に基づく発起の届出（漁政課）…………… 21
- 都市計画の案の縦覧（都市計画課）…………… 21
- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 22

告 示

茨城県告示第889号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
行方市の全域
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第922号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，八郷都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
石岡市の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第923号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，水戸・勝田都市計画区域区分を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 東茨城郡大洗町
 - ア 市街化区域に追加する部分
大洗町 大貫町 字前原の一部
 - (2) 那珂郡東海村
 - ア 市街化区域に追加する部分
東海村 東海三丁目の一部

大字白方 字富士ノ腰, 字白根, 字前野, 字六反町の各一部

大字舟石川 字権現堂, 字往還西の各一部

(3) 那珂市

ア 市街化区域から削除する部分

那珂市 中里の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第924号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、土浦・阿見都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 土浦市

ア 市街化区域に追加する部分

土浦市 上高津新町, 上高津, 下高津四丁目, 本郷, 沢辺の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第925号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、古河都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 古河市

ア 市街化区域に追加する部分

古河市 名崎の全部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第926号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、稲敷東部台都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 稲敷市
 - ア 市街化区域に追加する部分
稲敷市 江戸崎未来の全部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第927号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
小美玉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小美玉都市計画公園事業
6・5・001号 小美玉スポーツシューレ公園
- 3 事業施行期間
平成23年8月22日から
平成25年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
茨城県小美玉市先後字西原及び小岩戸字北原地内
使用の部分
なし

公 告